

遺品整理時に発生する一時多量ごみに
限定した収集運搬業事業者の新規許可
に係る要項

1 制度の趣旨

高齢化の進展に伴い、今後、遺品整理等の需要が増加していくことが見込まれることを踏まえ、家財処分と同時にごみの収集運搬を可能とするとともに、適切なごみの分別により、リユース・リサイクルを進め、ごみ減量につなげることを目的に、遺品整理業を対象に、自らが請け負った遺品整理時に発生する家庭系一般廃棄物の収集運搬に限定した許可制度を設けます。

2 許可の内容

(1) 一般廃棄物の種類

自ら請け負った遺品整理時に発生する家庭系一般廃棄物

(2) 許可期間

許可証交付日から2年間（期間満了時は、申請により更新できるものとする。）

(3) 許可区域及び搬入先

久留米市内を2つの区域に分けて、区域ごとの許可とし、搬入先は区域ごとに次の表に掲げる施設に限定します。

なお、許可申請をする場合は、許可を受けようとする区域それぞれに事務所が設置されていることが必要です。

《注意》2区域の申請でも、申請書は1枚での作成となります。区域ごとに申請書類を作成する必要はありません。

区 域	搬入先施設名称	住 所
久留米市（田主丸町を除く。）の区域 ^{※1}	宮ノ陣クリーンセンター 及び 上津クリーンセンター	久留米市宮ノ陣町八丁島 2225 番地 久留米市上津町 2199 番地 35
田主丸町の区域	うきは久留米環境施設組合 （耳納クリーンステーション）	うきは市吉井町富永 2015 番地

※1 久留米市区域には、北野町、城島町、三潴町を含みます。

(4) 許可要件

① 施設及び器材

次に掲げる施設及び器材を有している者

ア 事務所は、固定電話機、机、看板が設置されていること

イ 車庫は、運搬車を駐車できるスペースを有していること

ウ 飛散、流出、悪臭が漏れるおそれのない運搬車を有していること

（許可する運搬車は2台（最大積載量4 t以下の車両に限る）までで、パッカー車は不可）

② 知識及び技能

一般社団法人日本環境衛生センター主催の一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習を役員一人以上、または廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第四条の七で定める使用人であつ久留米市を管轄している常勤の者が修了していること

<参考>令和4年度講習日程^{※2}

開催地	開催会場	開催期日
長崎県長崎市	長崎勤労福祉会館	令和4年 7月 1日（金）
山口県山口市	山口県健康づくりセンター	令和4年 7月12日（火）
山口県山口市	山口県健康づくりセンター	令和4年 7月13日（水）
鳥取県米子市	米子コンベンションセンタービッグシップ	令和4年 8月 2日（火）
福岡県大野城市	日本環境衛生センター西日本支局	令和4年 8月 9日（火）

広島県広島市	RCC文化センター	令和4年 9月21日 (水)
鹿児島県鹿児島市	サンプラザ天文館	令和4年10月13日 (木)
鹿児島県鹿児島市	サンプラザ天文館	令和4年10月14日 (金)
香川県高松市	高松センタービル	令和4年11月11日 (金)
山口県宇部市	宇部興産ビル	令和4年11月25日 (金)
岡山県岡山市	岡山国際交流センター	令和4年 1月25日 (水)

※2 開催地が中国・四国・九州地方の講習会場で、申請期間までの分を掲載しています。

③ 経理的基礎

次の要件を1つ以上満たしている者

- ア 直近3年間の純利益の平均値がマイナスでないこと。
- イ 直近の純利益がマイナスでないこと。
- ウ 直近の自己資本比率が10%を超えていること。

④ 欠格要件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イ～ヌの欠格要件に該当しない者

⑤ その他

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守している者
- ・契約見込み量がある者

(5) 許可の条件

- ① 自ら請け負った遺品整理時に発生する家庭系一般廃棄物に限る。
- ② ①のうち、排出者がその事情等により、久留米市の粗大ごみ・特別収集申し込みで排出し難い場合又は自ら上記搬入先まで運搬し難い場合等、やむを得ない場合に限る。
- ③ リユース及びリサイクルを優先し、廃棄物を最小限にしたうえで、上記搬入先のごみ処理施設に搬入すること。
- ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令を遵守すること。
- ⑤ 本許可条件に違反する行為をしたときは、この許可を取消、又は事業の全部又は一部の停止を命ずることがある。

(6) 報告の徴収

- ① ごみ処理施設への搬入時は、排出者及び搬入者の情報等を記載した「家庭系一般廃棄物(許可業者)搬入申請書」(久留米市及びうきは久留米環境施設組合様式)を、計量窓口に提出すること。
- ② 「家庭系廃棄物収集運搬実績報告書」(久留米市様式)を、毎年6月末までに提出すること。なお、契約状況やリユース・リサイクル状況等について確認することもあるので、その求めに応じること。

3 スケジュール

- (1) 公表 令和4年6月15日 (水)
- (2) 事前協議 令和4年6月15日 (水) ～ 12月15日 (木) ※随時受付、要予約
- (3) 申請受付期間 令和5年1月10日 (火) ～ 1月31日 (火)
- (4) 審査期間 令和5年2月～3月
- (5) 許可・不許可通知 令和5年3月下旬 (予定)

4 申請要件

- ① 許可を受けようとする区域に事務所を有している者
- ② 法人で、3年分の財務諸表を提出できる者
- ③ 登記簿の目的欄に遺品整理業の記載がある者
- ④ 古物商の許可を有している者
- ⑤ 久留米市内で遺品整理業を3年以上継続して行っており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守している者^{※3}

※3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守している者

- ・ 自社の事務所等から排出されるごみを適正に処理している者
- ・ 遺品整理業で発生したごみを適正に処理している者
- ・ ホームページに違法性のある広告が掲載されていない者
- ・ 違法性のある内容の載ったチラシを配布していない者

- ⑥ 市町村税を滞納していない者
- ⑦ 事務所やホームページにて料金体系を公表できること
- ⑧ 契約書等の締結や領収書の発行ができること
- ⑨ 帳簿の記載ができること

5 事前協議

申請を考えている事業者は、申請書を提出する前に、久留米市環境部廃棄物指導課と必ず事前協議を行い、応募要件を満たしているかの確認を受けてください。

(1) 事前協議の方法

- ・ 電話で予約を行ったうえで、下記【提出書類一覧】*****印の書類を提出してください
- ・ 事前協議を行っていない場合、申請は受け付けできません。
- ・ 提出された事前協議の書類は返却いたしませんので、控えを保管しておいてください。

(2) 事前協議期間 令和4年6月15日(水)～12月15日(木)まで

6 申請書類の提出方法等（申請要件を満たしたのもののみ申請可能）

(1) 提出方法

- ・ 電話で予約を行ったうえで、申請書類を持参してください。
(予約なしで来庁された場合、対応できないことがあります。)
- ・ 郵送、e-mail、電子申請などの方法では受け付けられません。
- ・ 提出された申請書類の返却はできませんので、提出後の問い合わせに対応できるよう、申請書類一式の控えを保管しておいてください。

(2) 提出期間 令和5年1月10日(火)～1月31日(火)まで

(土曜日、日曜日、祝日を除く)
9時～15時まで(12時～13時の間は除く)

(3) 提出先 久留米市環境部廃棄物指導課

(久留米市庄島町375番地 環境部庁舎内 電話：0942-30-9148)

(4) 提出書類

下記の提出書類一覧に記載している書類を提出してください。
※⁴公的証明書は、発行から3ヶ月以内のものを添付すること
また、申請書は、正副1部を提出ください。副本は、申請書受領後、お返しいたします。
なお、申請書受領後、手数料を市が発行する納付書にて最寄りの金融機関で納付いただきます。(手数料の額：許可申請5,000円/件、車両検査1,000円/台)

一般廃棄物収集運搬業許可申請提出書類一覧

No.	提出書類	様式など	
1	一般廃棄物収集運搬業許可申請書	(細則第1号様式)	
2*	事業計画の概要を記載した書類	(様式第1号の1～3)	
3*	事務所、駐車場、 洗車場に関する 書類	事務所、駐車場、洗車場の付近の見取図	(様式第2号の1)
4*		事務所、駐車場の平面図	(様式第2号の2)
5		事業所証明書(支店が法人の登記事項証明書で確認できない場合)	
6*		事業場(車庫)の土地登記簿謄本	※借用の場合は、賃貸借契約書等の写し又は施設使用承諾書(様式第3号)
7	車両等に関する 書類	車両の写真(ナンバー及び名称が確認できるもの)	(様式第2号の3)
8		車検証の写し	※借用の場合は、賃貸借契約書等の写し又は施設使用承諾書(様式第3号)
9		運搬容器を使用する場合は写真	(様式第2号の4)
10	誓約書	(様式第4号)	
11	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	(様式第5号)	
12*	直近3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付額を証する書類		
13	市税の滞納がない旨を証する書類(滞納なし証明書)		
14*	定款又は寄付行為		
15*	法人に関する登記事項証明書(履歴事項全部証明書)		
16	法人の役員(相談役や顧問等を含む)・株主又は出資者・政令使用人の住民票	本籍が記載されているもの。役員・株主等が法人の場合は登記事項証明書	
17	法人の役員(相談役や顧問等を含む)・株主又は出資者・政令使用人の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等		
18	「一般廃棄物(ごみ)実務管理者講習」修了証(写)	(一社)日本環境衛生センターが主催する講習のもの	
19*	直近3年の遺品整理業実績報告書	遺品整理業の実績が確認できる書類(帳簿、契約書等の写し)	
20*	古物商の許可証(写)		
21*	リユース実績報告書	古物営業法第16条に定める帳簿の内容記載	

※4 公的証明書は、発行から3ヶ月以内のものを添付すること

(5) 申請に際しての留意事項

- 申請書類の作成等、申請書類提出に要する経費は全て申請事業者の負担となります。
- 申請後、申請者の都合による申請書類の修正・追加は認められません。ただし、久留米市からの指示により書類を追加・修正する場合を除きます。
- 申請書類については、法令または条例に基づき公開する場合があります。（久留米市情報公開条例で定める非公開情報に係る部分を除く。）
- 応募要件を満たしていない場合や申請書類に不備又は不足がある場合、申請を受理することができません。

7 審査結果

審査結果については、各申請者に通知します。

【問い合わせ先】

部 署 : 環境部 廃棄物指導課
住 所 : 久留米市荘島町375番地
電話番号 : 0942-30-9148
FAX番号 : 0942-30-9715
E-mail : haikishi@city.kurume.lg.jp